

( 1 5 . 8 . 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務 )

## 指名の適否について審議する手順・方法について

( 委員会における協議内容の要旨 )

この文書は、今後の地域委員会による情報収集に向けての協議の参考にするため、委員会の第 1 回から第 3 回における協議の内容の要旨を記載したものである。

### 最高裁による諮問の際の名簿の提出等

- ・ 最高裁は、諮問に際して、指名候補者の名簿及び略歴を記載した書面を委員会に提出する。
- ・ 委員会は、地域委員会に対し、管内の指名候補者に関する上記各資料を提供する（名簿については管内の指名候補者以外の分も参考として添付する。）。

## 1 判事補から判事への任命・判事の再任

### (1) 委員会による重点審議者の（第一次的な）振分け及び地域委員会に対する情報収集の要請

- ・ 多数の指名候補者について実質的な審議を行うために、委員会は、まず、指名の適否について慎重な判断を要する者（重点審議者）を振り分けて、その者を対象に重点的に審議する。
- ・ 重点審議者の（第一次的な）振分けの方法としては、最高裁から委員会に対し、振分けのために、所長等が作成する「再任（判事任命）希望者に関する報告書」（報告書）を提出する。なお、委員会は、5人の委員（法曹三者各1名及び学識経験者2名）からなる作業部会が事前に上記「報告書」について検討した結果に関する報告を参考にして、上記「報告書」に基づいて振分けの審議を行う。
- ・ 委員会は、重点審議者について、最高裁に追加資料の提出を求めるほか、

地域委員会に情報収集を要請する。

なお、委員会は、重点審議者その他委員会において必要があると認める場合には、指名候補者を所管する地域委員会以外の地域委員会に対しても情報収集を依頼する。

## (2) 地域委員会による情報収集

- ・ 地域委員会は、重点審議者について、委員会の要請に従って情報を収集する。また、重点審議者以外の指名候補者（当該地域内の者）についても、指名の適否に関する特段の情報がある場合には、それを委員会に報告する。
- ・ 地域委員会が一般的に情報収集するに当たっては、指名候補者が所属する裁判所の管内の検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法を採用する。
- ・ 地域委員会は、委員会から、以上の情報収集活動のために必要となる資料として、指名候補者の名簿及び管内の指名候補者の略歴を記載した書面の提供を受ける。重点審議者については、これに加え、所長等が作成する「報告書」の提供を受ける。
- ・ 地域委員会は、必要があると判断した場合には、面接を実施する（委員会において、地域委員会は、情報の的確性を判断するための事実確認の手段として例外的に面接を行うことがあり得るという認識のもとに面接を実施することが認められた。）
- ・ 地域委員会は、収集した情報を取りまとめ、委員会に報告する。なお、この取りまとめは、指名候補者に関して収集した情報について、指名の適否に重要な影響を及ぼすか否かという観点から行うものとする。

## (3) 委員会による審議・答申

- ・ 委員会は、地域委員会から提供された情報、最高裁から提供された資料（所長等が作成する詳細な報告書、指摘されている問題に関する的確な資料、人

事評価に関する資料等)等に基づき, 慎重な判断を要する者が更にあるかを検討した上, 重点審議者を中心に指名の適否を審議し, 答申する。

(4) 委員会における審議の日程

- ・ 9月中旬に重点審議者の第一次的な振分けを行った上で, 11月中旬に地域委員会から情報収集の結果の報告を得て, 12月上旬の委員会で審議し, 答申することが基本となる。

2 司法修習生から判事補への任命

(1) 委員会による重点審議者の振分け

- ・ 司法修習生から判事補への任命の場合には, 司法修習中の成績(裁判官としての適性に関する評価を含む)が重要な要素になるので, 委員会は, この点に関する簡潔な資料(一覧表にまとめたもの等)に基づいて, 重点審議者を振り分ける。

(2) 委員会による重点審議者についての審議・答申

- ・ 委員会は, 重点審議者について, 最高裁に追加資料の提出を求めて審議し, 答申する。
- ・ 最高裁は, 追加資料として, 実務修習結果報告書, 司法研修所教官作成の詳細な報告書, 採用面接の結果に関する資料等を提出する。
- ・ 地域における情報については, 実務修習結果報告書(裁判所, 検察庁, 弁護士会が作成)により, 最高裁から委員会に提出可能なので, 地域委員会による情報収集の必要性は限定的なものになる。

(3) 委員会における審議の日程

- ・ 司法修習が終了する10月上旬に委員会において審議し, 答申することが基本となる。

3 弁護士からの任官

(1) 情報収集の在り方

- ・ 指名候補者に関する情報はその活動している各地域に存在しており，最高裁から委員会に提出できる資料は乏しいので，委員会は，地域委員会に対し情報収集を要請する。

#### (2) 地域委員会による情報収集

- ・ 地域委員会は，弁護士としての職務活動を通じて示されている法律実務家としての資質・能力に関する情報を収集する必要がある。弁護士，裁判官，検察官が有している情報の収集がその中心となる。
- ・ 地域委員会が一般的に情報収集するに当たっては，1(2)の2つ目の・に記載した方法に加え，裁判所に対して指名候補者の名簿を提供して，所属する裁判官が指名の適否に関する情報を有する場合には，それを受け付ける方法を採用する。
- ・ 地域委員会は，上記の情報収集に当たっては，指名候補者が委員会に提出した裁判事件のリストを活用する。必要がある場合には，地域委員会の判断により，収入に関する資料の提出を指名候補者に求める。

#### (3) 委員会による審議・答申

- ・ 委員会は，地域委員会が収集した資料に，最高裁から提供された資料（最高裁における面接の結果，健康面に問題がある場合の診断書等の他，実務修習結果報告書を含む司法修習中の成績等）も加え審議し，答申する。

#### (4) 委員会における審議の日程

- ・ 4月期採用者については，前年の11月中旬に地域委員会から情報収集の結果の報告を得て，12月上旬の委員会で審議し，答申することが基本となる。
- ・ 10月期採用者については，5月中旬に地域委員会から報告を得て，6月上旬の委員会で審議し，答申することが基本となる。